

平成21年度徳島県立特別支援学校高等部生徒募集選抜要項

徳島県立の各特別支援学校高等部（専攻科を含む）の平成21年度入学者選抜は、この要項によって実施する。

なお、各特別支援学校の募集定員は、別に定める。

《高等部本科》

I 第1次選抜

[日 程]

事 項	日 時
願 書 受 付 期 間	平成21年1月28日(水)から1月30日(金)まで 受付時間は午前9時から午後4時30分までとし、最終日は正午までとする。
検 査 日	平成21年2月20日(金)
選抜結果の通知日	平成21年2月28日(土)

第1 募 集

1 実 施 校

すべての特別支援学校で実施する。

2 出 願 資 格

出願資格者は、次の(1)から(3)のいずれかに該当し、かつ(4)で規定される者とする。

- (1) 平成21年3月に特別支援学校中学部若しくは中学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業見込又は修了見込の者
- (2) 中学校を卒業又は修了した者
- (3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者
- (4) 学校教育法施行令第22条の3に規定する者

第2 出 願

1 出願の制限

- (1) 県外に居住する者で、一家転住等の特別な事情があつて、本県の特別支援学校を志願する場合は、別記2(109ページ)により、手続きを行わなければならない。
- (2) 2以上の特別支援学校に出願することはできない。
- (3) 志願する特別支援学校において、2以上の学科があるときは、その学科を志望順に記して出願することができる。
- (4) 出願後、志望校又は志望学科を変更することはできない。

2 受付期間

入学願書等の受付期間は、1月28日(水)から1月30日(金)までとする。なお、受付時間は午前9時から午後4時30分までとし、最終日は正午までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、1月30日(金)正午までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印のあるものは受け付ける。

3 出願の手続等

(1) 志願者による手続

ア 志願者は、次の書類等を、中学校長を經由して志願先特別支援学校長に提出する。

(ア) 入学願書(様式第33-1~3号)

(イ) 調査書

志願先特別支援学校指定の様式を使用し、出身学校長が作成したもの

(ウ) 受検票(志願先特別支援学校が指定する様式)

(エ) 選抜結果通知用封筒(様式第35号)

封筒の所定の位置に290円切手(料金改定があつた場合は、改定後の料金の切手)をはること。

(オ) 志願先特別支援学校長が実施要領に定める書類

イ 「第1 募集 2 出願資格(2)」による者は、上記アに示された書類を、直接、志願先特別支援学校長に提出することができる。

ウ 「第1 募集 2 出願資格(3)」による者は、上記アに示された書類のうち、調査書に替えて、高等学校への入学資格の証明書及び最終学校又は認定試験の成績証明書を添えて、直接、志願先特別支援学校長に提出する。

(2) 特別支援学校長による措置

ア 各特別支援学校長は、調査書と受検票については要項において示された様式(様式第4号、様式第34号)をもとに、志願者の状況に応じた様式を作成する。

イ 各特別支援学校長は、所定の期間内に、午前9時から午後4時30分（最終日は正午）までの間、出願書類を受け付ける。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は一切認めない。また、郵送によるものも、受付最終日の正午までに到着しなければならないが、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

ウ 各特別支援学校長は、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、中学校長を經由して志願者に交付する。なお、「第1募集 2 出願資格(2)」及び「第1 募集 2 出願資格(3)」による者には、直接、受検票を交付する。

エ 各特別支援学校長は、入学願書受付締切後、速やかに学科別志願者数を徳島県教育委員会（以下「委員会」という。）に報告する。

(3) その他

ア 出願書類請求先 志願先特別支援学校

イ 入学考査料 入学考査料は無料とする。

第3 調査書の取扱い

調査書の記載事項については、選抜の資料として用いるものとする。

第4 検 査

1 検査の内容

志願者全員に対して、面接などの検査を実施することとし、検査の内容は実施校ごとに定める。

2 検査問題の作成

検査問題の作成に当たっては、次のことに留意するものとする。

- (1) 学校・学科の特色、受検生の実態等を考慮した問題の作成に努めること。
- (2) 受検生の普段の学習に過重な負担をかけないように十分配慮すること。

3 検査の実施

(1) 検査期日

2月20日(金)

なお、各特別支援学校が実施する検査時間割の詳細は、実施校ごとに定める。

(2) 実施会場

志願先特別支援学校

(3) 受検者数の報告

各特別支援学校長は、検査当日の学科別受検者数を速やかに委員会に報告する。

(4) 結果の処理

各特別支援学校長は、検査等終了後直ちに、各特別支援学校で実施した検査等の採点等を行い、その処理の厳正をはからなければならない。

第5 追検査

検査の当日、急病、交通事故、天災その他やむを得ない理由で欠席した場合、追検査をもって、検査に代えることができる。追検査を希望する者は、2月20日(金)までに、追検査願(様式第37号)と欠席した理由を証明する書類を志願先特別支援学校長に提出し、承諾を得るものとする。

実施期日については、各特別支援学校が定める。

各特別支援学校長は、追検査者数を委員会に報告する。

第6 選抜の方法

各特別支援学校長は、調査書、各特別支援校において実施した検査の結果などを資料とし、総合的に判定して選抜する。

第7 選抜結果の通知等

- 1 各特別支援学校長は、2月28日(土)、受検者に選抜の結果を配達記録郵便により通知するとともに、受検者の出身中学校長に通知する。
- 2 各特別支援学校長は、3月6日(金)までに、志願者・合格者の状況(様式第40号)を委員会に報告する。
- 3 各特別支援学校長は、受検者・合格者数集計表(様式第41号)及び受検者・合格者状況調査表(様式第42号)を3月31日(火)までに委員会に報告する。

第8 その他

- 1 第1次選抜に出願した者は、第2次選抜に出願することはできない。
- 2 出願を取り消す者が出た場合は、中学校長等は、速やかに出願取消届(様式第38号)を当該志願者の志願先特別支援学校長に提出しなければならない。
- 3 入学を辞退する者が出た場合は、中学校長等は、速やかに入学辞退届(様式第39号)を当該志願者の志願先特別支援学校長に提出しなければならない。
- 4 選抜に係る詳細については、各特別支援学校長の定める実施要領による。

Ⅱ 第2次選抜

[日 程]

事 項	日 時
願 書 受 付 期 間	平成21年3月10日(火)から3月12日(木)まで 受付時間は午前9時から午後4時30分までとし、最終日は 正午までとする。
検 査 日	平成21年3月18日(水)
選抜結果の通知日	平成21年3月24日(火)

すべての特別支援学校において、第2次選抜を実施することとし、次の記載事項以外は、第1次選抜に準じる。ただし、特別支援学校の第1次選抜に出願した者は、出願することができない。

1 受付期間

入学願書等の受付期間は、3月10日(火)から3月12日(木)までとする。なお、受付時間は午前9時から午後4時30分までとし、最終日は正午までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、3月12日(木)正午までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印のあるものは受け付ける。

2 検査の期日

3月18日(水)

3 追検査

追検査を希望する者は、3月18日(水)までに、追検査願(様式第37号)と欠席した理由を証明する書類を志願先特別支援学校長に提出し、承諾を得るものとする。

実施期日については、各特別支援学校において定める。

4 選抜結果の通知

3月24日(火)

《高等部専攻科》

I 第1次選抜

[日 程]

事 項	日 時	
	盲学校理療科，聾学校理美容科	盲学校研修科
願 書 受 付 期 間	平成21年1月28日(水)から 1月30日(金)まで	平成21年2月25日(水)から 2月27日(金)まで
	受付時間は午前9時から午後4時30分までとし，最終日は正午までとする。	
検 査 日	平成21年2月20日(金)	平成21年3月18日(水)
選抜結果の通知日	平成21年2月28日(土)	平成21年3月24日(火)

第1 募 集

1 実施校・学科

- (1) 徳島県立盲学校高等部専攻科理療科
徳島県立盲学校高等部専攻科研修科
- (2) 徳島県立聾学校高等部専攻科理美容科理容コース

2 出願資格

(1) 盲学校

ア 理療科

出願資格者は，次の(ア)に該当し，かつ(イ)で規定される者とする。

(ア) 特別支援学校高等部若しくは高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
(平成21年3月に卒業見込の者を含む。)又はこれと同等以上の学力があると認められた者

(イ) 学校教育法施行令第22条の3に規定する視覚障害者

イ 研修科

徳島県立盲学校高等部本科保健理療科を卒業した者（平成21年3月に卒業見込の者を含む）とする。

(2) 聾学校

徳島県立聾学校高等部本科理美容科を卒業した者（平成21年3月に卒業見込の者を含む）

第2 出願の手続等

1 出願の制限

- (1) 県外に居住する者で、一家転住等の特別な事情があつて、本県の特別支援学校を志願する場合は、別記2(109ページ)により、手続きを行わなければならない。
- (2) 1校1科に限り出願することができる。
- (3) 出願後、志望校又は志望学科を変更することはできない。

2 受付期間

入学願書等の受付期間は、盲学校理療科及び聾学校理美容科については、1月28日(水)から1月30日(金)までとする。盲学校研修科については、2月25日(水)から2月27日(金)までとする。なお、受付時間は午前9時から午後4時30分までとし、最終日は正午までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、受付最終日の正午までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印のあるものは受け付ける。

3 出願書類

(1) 志願者による手続き

志願者は、次の書類等を志願先特別支援学校長に提出する。

ア 入学願書(様式第33-1~3号)

イ 調査書

志願先特別支援学校指定の様式を使用し、出身学校長が作成したもの

ウ 受検票(志願先特別支援学校が指定する様式)

エ 選抜結果通知用封筒(様式第35号)

封筒の所定の位置に290円切手(料金改定があつた場合は、改定後の料金の切手)をはること。

オ 志願先特別支援学校長が実施要領に定める書類

(2) 特別支援学校長による措置

ア 各特別支援学校長は、調査書と受検票については要項において示された様式(様式第4号、様式第34号)をもとに、志願者の状況にあつた様式を作成する。

イ 各特別支援学校長は、所定の期間内に、午前9時から午後4時30分(最終日は正午)までの間、出願書類を受け付ける。天災地変などやむを得ない場合のほかは、期間外及び時間外の受付は一切認めない。また、郵送によるものも、受付最終日の正午までに到着しなければならないが、受付最終日の前日までの消印があるものは受け付ける。

ウ 各特別支援学校長は、提出された受検票に受検番号を記入し、契印及び写真への割印を施した上、志願者に交付する。

エ 各特別支援学校長は、入学願書受付締切後、速やかに学科別志願者数を徳島県教育委員会(以下「委員会」という。)に報告する。

(3) その他

- ア 出願書類請求先 志願先特別支援学校
- イ 入学考査料 入学考査料は無料とする。

第3 調査書の取扱い

調査書の記載事項については、選抜の資料として用いるものとする。

第4 検査

1 検査の内容

志願者全員に対して、学力検査等を実施することとし、検査の内容は実施校ごとに定める。

2 検査問題の作成

検査問題の作成に当たっては、次のことに留意するものとする。

- (1) 学校・学科の特色，受検生の実態等を考慮した問題の作成に努めること。
- (2) 受検生の普段の学習に過重な負担をかけないように十分配慮すること。

3 検査の実施

(1) 期日

盲学校	理療科	2月20日(金)
	研修科	3月18日(水)
聾学校	理美容科	2月20日(金)

各特別支援学校が実施する検査時間割の詳細は、実施校ごとに定める。

(2) 実施会場

志願先特別支援学校

(3) 受検者数の報告

各特別支援学校長は、検査当日の学科別受検者数を速やかに委員会に報告する。

(4) 結果の処理

各特別支援学校長は、検査終了後直ちに、実施した諸検査の採点等を行い、その処理の厳正をはからなければならない。

第5 追検査

検査の当日、急病、交通事故、天災その他やむを得ない理由で欠席した場合、追検査をもって、学力検査等に代えることができる。追検査を希望する者は、2月20日(金)までに、追検査願(様式第37号)と欠席した理由を証明する書類を志願先特

別支援学校長に提出し、承諾を得るものとする。盲学校研修科については、3月18日(水)までとする。

実施期日については、各特別支援学校において定める。

各特別支援学校長は、追検査者数を委員会に報告する。

第6 選抜の方法

各特別支援学校長は、調査書、実施した検査の結果などを資料とし、特別支援学校高等部専攻科での教育を受けるに足る資質と能力を総合的に判定して選抜する。

第7 選抜結果の通知等

- 1 各特別支援学校長は、2月28日(土)、受検者に選抜の結果を配達記録郵便により通知する。盲学校研修科については、3月24日(火)に通知する。
- 2 各特別支援学校長は、3月6日(金)までに志願者・合格者の状況(様式第40号)を委員会に報告する。盲学校研修科については、3月31日(火)までに報告する。
- 3 各特別支援学校長は、受検者・合格者数集計表(様式第41号)及び受検者・合格者状況調査表(様式第42号)を3月31日(火)までに委員会に報告する。

第8 その他

- 1 第1次選抜に出願した者は、第2次選抜に出願することはできない。
- 2 出願を取り消す者は、速やかに出願取消届(様式第38号)を志願先特別支援学校長に提出しなければならない。
- 3 入学を辞退する者は、速やかに入学辞退届(様式第39号)を志願先特別支援学校長に提出しなければならない。
- 4 選抜に係る詳細については、各特別支援学校長の定める実施要領による。

Ⅱ 第2次選抜

[日 程]

事 項	日 時
願 書 受 付 期 間	平成21年3月10日(火)から3月12日(木)まで 受付時間は午前9時から午後4時30分までとし、最終日は 正午までとする。
検 査 日	平成21年3月18日(水)
選抜結果の通知日	平成21年3月24日(火)

盲学校理療科及び聾学校理美容科においては、第2次選抜を実施することとし、次の記載事項以外は、第1次選抜に準じる。ただし、第1次選抜に出願した者は、出願することができない。

理療科においては、第1次選抜の合格者が定員に達しない場合に実施する。

1 受付期間

入学願書等の受付期間は、3月10日(火)から3月12日(木)までとする。なお、受付時間は午前9時から午後4時30分までとし、最終日は正午までとする。

郵送により提出する場合は、書留速達・親展で、3月12日(木)正午までに必着のこと。ただし、受付最終日の前日までの消印のあるものは受け付ける。

2 検査の期日

3月18日(水)

3 追検査

追検査を希望する者は、3月18日(水)までに、追検査願(様式第37号)と欠席した理由を証明する書類を志願先特別支援学校長に提出し、承諾を得るものとする。

実施期日については、各特別支援学校において定める。

4 選抜結果の通知

3月24日(火)

別 記

別記 1

出願資格

学校教育法施行令

第 22 条の 3

法第 75 条の政令で定める視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は，次の表に掲げるとおりとする。

区 分	障 害 の 程 度
視 覚 障 害 者	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち，拡大鏡等の使用によつても通常の文字，図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴 覚 障 害 者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のもので，補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知 的 障 害 者	1 知的発達が遅滞があり，他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち，社会生活への適応が著しく困難なもの
肢 体 不 自 由 者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行，筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち，常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病 弱 者	1 慢性の呼吸器疾患，腎臓疾患及び神経疾患，悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 1 視力の測定は，万国式試視力表によるものとし，屈折異常があるものについては，矯正視力によつて測定する。
- 2 聴力の測定は，日本工業規格によるオーディオメータによる。

別記 2

県外から志願する者の手続き

一家転住等の特別な事情があって、県外から県立特別支援学校を志願する者は、県外志願特例措置願（様式第36号）を徳島県教育委員会へ提出し、承認を受けなければならない。その手続きについては、次によるものとする。

1 手続方法

(1) 手続期間

ア 第1次選抜 平成20年12月8日(月)～平成21年1月7日(水)

イ 第2次選抜 平成21年2月9日(月)～平成21年2月23日(月)

受付時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

郵送により提出する場合は、書留速達で、受付最終日の午後5時までに必着とする。ただし、受付最終日の前日までの消印のあるものは受け付ける。

(2) 提出書類

ア 県外志願特例措置願

イ 返信用封筒（定形封筒 [長形3号23.5cm×12cm] に宛先を記入し、430円切手 [簡易書留] を貼付）

(3) 県外志願特例措置願の記入上の注意等

ア 「入学希望校及び学科」欄には、県立特別支援学校のうち、手続時点において、入学を希望する学校及び学科を記入すること。

イ 「理由」欄には、できるだけ具体的にその理由を記載すること。

ウ 緊急時の連絡のため、連絡先の電話番号を明記すること。（市外局番も必ず記入すること）

(4) 提出先・問い合わせ先

〒770-8570

徳島市万代町1丁目1番地

徳島県教育委員会 特別支援教育課 推進担当

電話 088-621-3141

ファクシミリ 088-621-2882

2 各特別支援学校への出願について

承認された県外志願者は、県教育委員会からの承認書を他の出願書類に添付して志願先特別支援学校に提出しなければならない。

入学者選抜に係る個人情報の開示

受検者は選抜の結果について、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例43号）第26条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる。

1 受付期間・受付時間

(1) 第1次選抜

平成21年3月2日（月）から4月1日（水）までの1月間とする。ただし、土曜日、日曜日、祝日、3月18日（水）を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。

(2) 第2次選抜

平成21年3月25日（水）から4月24日（金）までの1月間とする。ただし、土曜日、日曜日を除く、平日の午前9時から午後5時までとする。

2 開示の内容

- (1) 徳島県立特別支援学校高等部における受検者本人の「学力検査の教科別得点」
- (2) 徳島県立盲学校高等部専攻科理療科における受検者本人の「学力検査の教科別得点」

3 受付場所等

開示の請求は、受検者が本人であることを確認できる書類（受検票等）を持参の上、受検した特別支援学校で行うものとする。